

ヨーロッパ的観点より 見た社会保障

この論文は、ヨーロッパにおいて、社会保障が、一国の枠を越えて国際的になってきた歴史的経緯および将来への展望を、特に EEC 諸国を中心に論じたものである。以下、その概要を紹介する。

ヨーロッパ諸国にとって、経済的統合は自己目的ではなくて、ヨーロッパ諸国民の生活条件の改善に奉仕するものでなければならぬ。そこで、ヨーロッパ(とくに EEC 諸国)の社会保障に関して、次のことが明らかになる。

1. 個々の国家における社会保障法は原則として領土原理から出発していて、社会保険の空間的適用範囲は内国にのみに限られるのであるが、社会保険の分野においては、早い時期に国際的提携と超国家的規範が行なわれてきた。
2. 特定の国家または特定の社会層のため



ではなく、全ての者の連帯が、世界中どこでも生じうる疾病・廃疾・老齢等の問題の克服においては、重要なことである。

3. EEC の諸規則等によって生じる必要性から社会保障の分野における法典化等において、加盟諸国が配慮を加え相互に接近することによって、統合の効果は生じてくるのである。従来の努力の成果は、社会保障支出に対する負担の格差が個々の加盟諸国間において少くなってきていくことにうかがえる。すなわち、1930年には対国民所得比の差が1.7~9.3%であったのが、1950年にはその差が7.9~13.3%と縮まり、1965年にはさらに縮まり、最近では17.7~19.1%という具合になってきている。これらの諸国において最高の状態を達成し給付の種類と高さにおいて最善の保障をなしてきたような体系を目指すことが重要なことである。

つぎに、個別的问题の情況に言及してみる。ヨーロッパ諸国では、社会保障体系の発展は統一的にまた同時的に行われたものではない。疾病・廃疾という経済的・社会的危険への保護とか老齢への保護とかは、異なる時に設定され形成されてきたのである。そして、各国は領土原理に従ってきた。すなわち、各國はその領土の範囲内においてのみ、社会保障給付を行なったのである。領土を越えた職業の執行が個別的现象に留まっていた間は、それでも社会秩序とか各國間の対外的関係に支障をきたすものではなかった。

時代の経過に従って、外国に労働力が大量に流出するようになってはじめて、領土原理を超える必要性が認識されるに至った。すでに1912年には、イタリアとドイツとの間で、道路・鉄道建設のためのイタリアの労働者の大集団のために、国際的社会法が導入された。協定において、一国において始まった保険は他国においても継続し、保険期間の通算が認められることになった。領土を越えた労働力の移動が諸国にとって関心事になったときに、このような問題が生じてきたわけ

ある。とりわけ、第2次大戦後、国家的孤立の克服を目指して、経済政策的・労働政策的共通性が著しくなってきた。この共通性の範囲の増加に従って、社会保障における領土原理を打ち破ることが一層必要になってきた。

各国の制度の差異による「ヨーロッパ移住労働者」の不利益を避けるために、各国相互にできるだけ国内的社会諸制度をその種類と水準において平均化することが、重要な点であった。このことは、EECに結合したヨーロッパ諸国において、もっとも成功してきた。EEC条約第117条は、「生活条件および労働条件の改善を目指し、さらにそれを平均化すること」という課題を打ち出している。それと関連して、第118条は、社会保障の領域における緊密な共働を、加盟諸国に義務づけている。すなわち、社会保障の国内的諸制度を、できるかぎり完全にかつ有効に一つの組織化されたヨーロッパにおいて結合することである。もっとも、それは、国内的諸制度を除去することを意味するのではなく、それらの存続を前提として、結合への努力がなされるべきことを意味する。

そのような結合は、移住労働者の社会保障に関する EEC 規約第3号および第4号によって成就された。それは、EEC条約第51条にもとづいて、1959年1月1日より有効である。規約は、超国家的・直接的効力を有する法について宣言している。しかしながら、それは、何らの固有の社会保障法典を含むものではなく、加盟各國の被保険者を内国人と同等に扱うというものである。被用者が他の加盟国に移住している際に、その故国の従来の社会保障法においても、また移住先の国の社会保障への所属に関しても不利益を受けてはならない、というのが根底の思想である。

ヨーロッパの社会保障に関するさらに重要なものとして、ILO の社会保障の最低基準に関する第102号条約（1952年6月28日）がある。また、ヨーロッパ評議会もヨーロッパの社会保障の発展に対して貢献している。その「ヨーロッパ社会憲章」（1961年成立、1965年以降有効）は、社会保障の一定の最低基準の設定を、加盟18カ国に義務づけている。また、ドイツ連邦共和国についていえば、他のヨーロッパ諸国に対する労働法的関係の強化のた

め、EECの枠を越えて、つぎの国々との間に社会保障に関する国家間条約が結ばれてい る。すなわち、デンマーク、ギリシャ、イギリス、ユーゴスラヴィア、オーストリア、ポルトガル、スペインおよびトルコとの間に条約が結ばれている。第2のヨーロッパ経済ブロックであるEFTAは、純粋な関税同盟であって、ヨーロッパの社会政策の調整の問題には関与していない。この中のイギリス等の国は EEC を指向しているけれども、これらの国々の中には EEC 諸国との通常の制度と本質的に異なる社会保障制度を持っているものがあり、その調整が問題である。

かつては、社会保障がこのような重要な国際的な意義を持ち、ヨーロッパ統合の重大な要因にまで発展するだろうとは、思いもかけなかつたことだろう。社会保障の諸国民を結びつける要因としての発展は「ヨーロッパ」という思想からすると喜ばしいことである。

Alois Kröninger (Ministerialrat), Soziale Sicherung aus europäischer Sicht; *Die Rentenversicherung*, Juni 1971, S. 136~137.

（伊達隆英 健保連）